

飼料用米を  
生産する皆様へ

# 飼料用米の収量アップを目指して 適切な栽培管理を!!



**1** 令和6年産以降の助成制度の変更を踏まえ、多収品種を作付ける

**3** 病害虫の適切な防除を行う  
(ウンカ、カメムシ、いもち病など)

**2** 地力の低いほ場は避け、土づくりや適切な肥培管理を行う

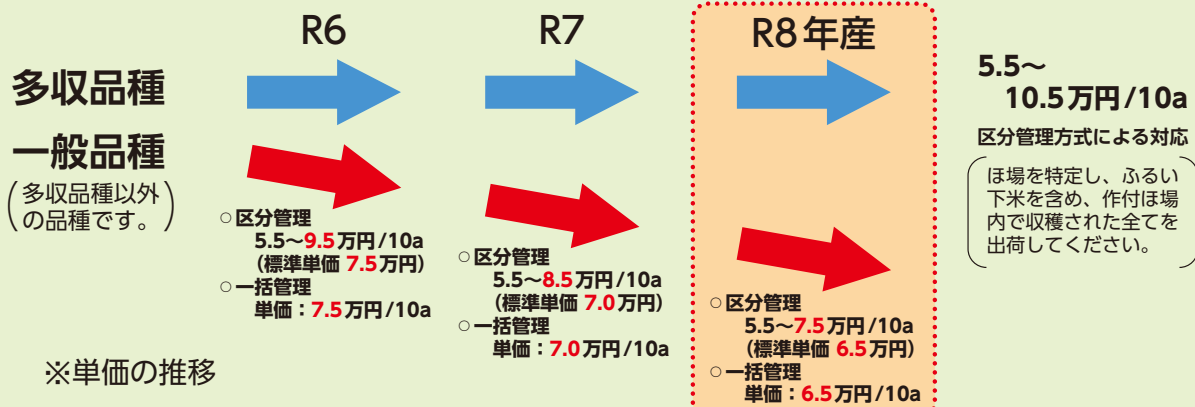
**4** イネ縞葉枯病多発地域(県西・県南の一部地域)では、抵抗性品種を作付ける

適切な栽培管理の詳細については、当県協議会HPの飼料用米ガイドをご覧になるか、又はお近くの普及センター・JAへお問合せください。



イネ縞葉枯病抵抗性の品種(例)  
【飼料用品種】月の光、夢あおば、オオナリ、北陸193号

令和6年産から一般品種による飼料用米の助成単価が段階的に減額されております。



すでに多収品種で飼料用米生産に取り組んでおられる方は、令和9年産の種子の確保に当たっては、**自家採種**による対応もご検討ください。

なお、多収品種としての支援を受けるには、多収品種で取り組んだことが証明できる書類(購入伝票等)が必要です。自家採種で行った場合も元種を購入した伝票等を大切に保存してください。

## 自家採種の留意点

- **育成者権を有する品種の場合、第三者には譲渡できません。**  
自己の経営のために採種した登録品種の種子は、有償・無償を問わず他人への譲渡や海外への持ち出しはできません。
- **無断で自家採種はできません。**  
令和8年産飼料用米から次年度用の種子を自家採種する場合も、事前に「令和8年産新規需要米取組計画書」に記載することとなっております。  
また、飼料用米の出荷先であるJA等の集荷業者には、その旨を事前(契約時)に伝えてください。
- **種子伝染性の病害の対策が必要です。**  
使用する種子の塩水選や種子消毒を徹底しましょう。

種子注文にあたっては、「夢あおば」、「月の光」、「あきだわら」については、各JA・集荷業者に、その他の6品種については、各地域農業再生協議会までお問い合わせをお願いします。(6品種: 「クサホナミ」、「べこあおば」、「ミズホチカラ」、「みなちから」、「モグモグあおば」、「モミロマン」)

※種子の量が限られておりますので、早めの注文をお願いします。